

法人規則第51号

国立大学法人筑波大学利益相反規則の一部を改正する法人規則を次のように定める。

令和5年12月28日

国立大学法人筑波大学長 永田 恭介

国立大学法人筑波大学利益相反規則の一部を改正する法人規則

国立大学法人筑波大学利益相反規則（平成17年法人規則第50号）の一部を次のように改正する。

国立大学法人筑波大学利益相反規則新旧対照表

(新)	(旧)
(略)	(略)
(利益相反委員会の設置) 第5条 前条第1項の特別な組織に、利益相反に関する事項を審議するため、学内の職員等により構成する利益相反委員会を置く。	(利益相反委員会の設置) 第5条 前条第1項の特別な組織に、利益相反に関する事項を審議するため、学内の各部局からの推薦に基づき学長が指名する大学教員その他の職員等により構成する利益相反委員会を置く。
(略)	(略)
(研究計画の利益相反に関する審査) 第8条 人を対象とする研究その他研究計画の利益相反に関する審査については、それぞれの専門とする研究分野に関連して審査するため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第47条第1項に規定する系又は同規則第62条第1項に規定する附属病院に置かれる利益相反委員会又は研究倫理審査委員会において、行うものとする。	(研究計画の利益相反に関する審査) 第8条 ヒトを対象とする研究その他研究計画の利益相反に関する審査については、それぞれの専門とする研究分野に関連して審査するため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第47条第1項に規定する系又は同規則第62条第1項に規定する附属病院に置かれる利益相反委員会又は研究倫理審査委員会において、行うものとする。
(略)	(略)

附 則

この法人規則は、令和6年4月1日から施行する。

法人規程第49号

利益相反・輸出管理マネジメント室規程の一部を改正する法人規程を次のように定める。

令和5年12月28日

国立大学法人筑波大学長 永田 恭介

利益相反・輸出管理マネジメント室規程の一部を改正する法人規程

利益相反・輸出管理マネジメント室規程（平成26年法人規程第47号）の一部を次のように改正する。

利益相反・輸出管理マネジメント室規程新旧対照表

(新)	(旧)
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。	第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
(1) 研究を担当する副学長	(1) 研究を担当する副学長
(2) 人事を担当する副学長	(2) 人事を担当する副学長
(3) 室長	(3) 室長
(削除)	(4) <u>各系長及び附属病院長の推薦に基づき学長が指名する大学教員各1人</u>
<u>(4)</u> 国際産学連携本部本部審議役	(5) 国際産学連携本部本部審議役
<u>(5)</u> 総務部長	<u>(6)</u> 総務部長
<u>(6)</u> 研究推進部長	<u>(7)</u> 研究推進部長
<u>(7)</u> 産学連携部長	<u>(8)</u> 産学連携部長
<u>(8)</u> 病院総務部長	<u>(9)</u> 病院総務部長
<u>(9)</u> 利益相反規則第7条第1項に規定する利益相反アドバイザー	<u>(10)</u> 利益相反規則第7条第1項に規定する利益相反アドバイザー
<u>(10)</u> その他学長が指名する者 若干人	<u>(11)</u> その他学長が指名する者 若干人

(略)

(任期)

第9条 第7条第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

(略)

附 則

この法人規程は、令和6年4月1日から施行する。

(略)

(任期)

第9条 第7条第4号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

(略)